

## 欠陥住宅の調査・不具合の建物調査

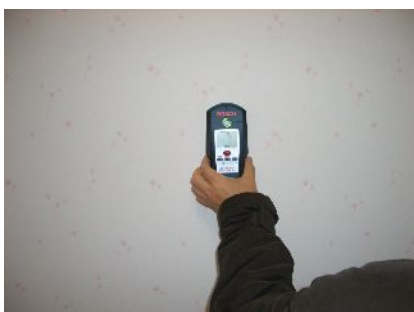
欠陥住宅・建物の不具合を建築士が調査し、原因追求及び補修のアドバイス、補修工事の検査を行うサービス。

東京・神奈川・埼玉・大阪・兵庫・奈良などで対応可能です。



入居後に発覚した住宅の欠陥や不具合などを調査し、原因追及・補修等のアドバイス・補修工事の第3者チェックを行うサービスです。

住宅に欠陥・不具合などがあれば、当然ながら消費者としては不安になるものです。安心できる住まいとする為、第3者として、できる限りの解決に取り組みたいと考えております。



欠陥住宅の問題には、消費者だけでなく、売主または施工会社（工務店）の協力が非常に重要です。双方の協力と前向きな姿勢があるならば、良い解決方法を見出すことも十分に考えられるでしょう。

弊社の欠陥住宅の調査は、消費者と**施工会社**の**良好な関係作り**も意識して行います。対立からは良い結果を得られません。



住宅購入者からだけでなく、欠陥住宅・建物の不具合の解決に対して前向きな対応を考えている不動産会社・施工会社からのご依頼も可能です。但し、内容によっては対応不可の場合もございますので、お問合せください。

◀ 欠陥住宅・不具合の建物調査の一般的な進め方 ▶

**1. 現地にて現場確認および目視調査**

- ・目視にて状況確認及び原因の予測を実施します
- ・この調査では原因を確定することができない場合が多いです

**2. 詳細調査の方法等を提案・助言**

- ・上記1の結果を踏まえて、その後の対応方法などを提案します

**3. 詳細調査の実施**

- ・専門機材を使用した建物調査等を実施します
- ・一部の解体工事等が必要な場合は、原則、元の施工会社に工事等をお願いします

**4. 補修・改修方法の協議**

- ・上記3の結果を踏まえて、その後の対応方法などを協議します

**5. 補修・改修工事の第3者チェック**

- ・工事内容に応じて検査回数が異なります

※状況に応じて進めますので、上記の通りになるとは限りません。あくまで一般的な進め方です。

代 金	検査内容等によって料金が異なりますので、別途、お見積りをご請求ください。 なお、初回の目視調査の目安は、5～10万円程度です（内容による）。
追加料金	エリアや建物面積によって追加料金が加算されることがございます。
支払い方法等	個人様の場合：代金はお振込みにて、調査日から10日以内をお願いします。 法人様の場合：内容によって、都度お知らせ致します。 キャンセル規定については、別途お問い合わせ下さい。
必要書類	都度、ご案内いたします。
申込日	特に制限はございませんが、都度、予約状況に合わせて日程調整を致します。

◆ 欠陥住宅の検査・不具合の建物調査の対応エリアについて	
東 北	なし
関 東	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
関 西	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
中 部	なし
中国・四国	岡山県
九 州	なし

※上記エリア内であっても、時期によってはご対応できない場合がございます。

具体的な対応方法・進め方・見積り料金については、詳細を伺ってから提示いたしますので、まずはお電話にてお問合せください。 0120-346-679（フリーダイヤル）